

財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

監査は、福田裕監査委員、永易正光監査委員、成田芳律前監査委員が実施しました。

令和8年6月24日

四街道市監査委員	福	田	裕
同	永	易	正光
同	森	本	次郎

令和7年度

財政援助団体等監査報告書

四街道市都市公園管理運営共同事業体

四街道市監査委員

四街道市監査基準に準拠して、地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、次のとおり報告する。

1 監査の範囲

令和6年度、令和7年度における公の施設の指定管理

2 監査の対象

四街道市都市公園管理運営共同事業体

3 監査の実施場所

四街道市総合公園体育館

4 監査の実施期間

令和7年12月18日から令和8年2月4日

5 監査の方法

公の施設の指定管理については協定等に基づき適正に管理、運営が行われているかを関係書類、帳簿等の検査及び関係責任者からの説明聴取を行い実施した。

6 監査の結果

公の施設の指定管理に係る出納及びその他の事務については、おおむね適正に処理されているものと認められた。

指定管理者においては、電気契約会社の見直しによる電気使用量の削減に取り組むとともに、施設の賑わい創出に向け、キッチンカーの出店やのぼりを活用したPR活動に取り組んでいる状況が確認された。

一方で、稼働率の低い第1武道場については、畳の常設環境の見直しなど今後の運営方法の検討や、ホームページを活用した事業内容および各種情報のさらなる発信の充実を図る必要がある。また、駐車場の利用方法等については、利用者の声を踏まえた対応策の検討など、改善の余地が見受けられた。

今後は、公益財団法人と民間株式会社による共同事業体としての立ち位置を踏まえつつ、各種事業については、参加料の範囲内で経費が賄えるよう収支構造の改善に努めるとともに、施設の特性を生かした事業展開により、市民がスポーツを共に楽しみ、市民自ら健康づくりを行うことにより、生涯を通じて健康で明るく心豊かな生活を送ることができる施設として、さらなる利用促進に努められたい。

また、施設の老朽化に伴う安全管理については、適切かつ迅速な対応が求められる。所管課においては、指定管理者任せとすることなく、管理運営状況を適宜確認し、関係部署と連携のうえ、適切な指導・監督を行われたい。さらに、市が貸与した備品についても、市の備品台帳との整合性に留意し、適正な管理を徹底するとともに、所在の確認を随時行われたい。